

事業復活支援金（復活金） 事前確認に関する《チェックシート・依頼書》

以下、確認したものには□にレ点を入れ、必要事項をご記入後、FAXまたは郵送してください。受信後、事業者様の情報を確認し、当会議所から代表者様にご連絡いたします。

事業形態
□法人（法人番号13桁をご記入下さい） => \_\_\_\_\_
□個人事業者等〈事業所得〉 □個人事業者等〈主たる収入が雑収入・給与所得〉
事業所名 申請者名（代表者名）
電話番号（代表者携帯）（ - - ） 代表者生年月日（西暦） 年 月 日
FAX番号 メールアドレス

※個人情報浦添商工会議所の個人情報保護方針に則り管理します。収集した個人情報は本復活支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

◎浦添商工会議所の（会員・非会員）である。※会員・非会員のいずれかに○印を付けてください。
※非会員の場合は浦添商工会議所への1年以上の入会が必要になります。

事前に復活金ホームページにて仮登録し、取得した申請IDと登録電話番号を記入して下さい。↓↓↓

Table with 4 columns: 申請ID, (C+9桁の数字), ID取得で登録した電話番号,

- 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少しなければ(申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ)、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
□ 対象月の売上が基準月と比べ30%以上減少していたとしても、復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識している。
<補足>・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要。・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
□ 事業を実施してない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、支援金の給付対象ではないことを認識している。また「既に事業復活支援金の給付通知を受け取った者」、「持続化給付金、家賃支援金、一時支援金又は月次支援金で不正給付を受けた者」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識している。
□ 今後、事業を継続及び立て直しをする意思がない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月に降に継続していない場合(廃業又は破産等を予定している等)は、給付要件を満たさないことを認識している
□ 復活支援金の申請に際して、「事業に関する書類(確定申告書、帳簿書類、通帳)その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は7年間保存する義務があり、また、当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要があることを認識している。
□ 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがあることを認識している。
□ 浦添商工会議所では申請条件や申請額について判断ができないことを認識し、事前確認では、継続支援関係(会員として過去1年以上継続しているもの、又は、今後も含め会員等期間が1年以上のもの)を条件としており、申請の結果に関わらず年会費の返金がされないことを承知しました。
□ 代表者自身がその内容を把握した上で、本申請書と宣誓・同意書に記入自署し、事前確認の申請を依頼しています。

記入日(令和4年/ 月/ 日) 代表者署名(自署)